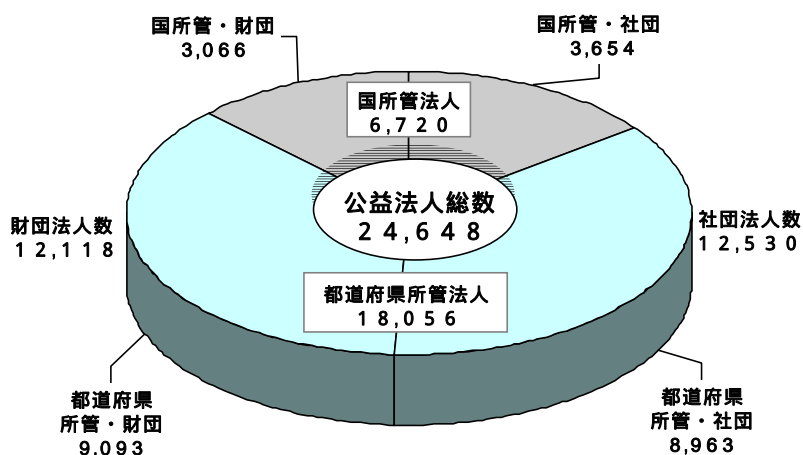


平成 20 年 9 月 9 日

平成 20 年度 公益法人に関する年次報告の概要

1. 公益法人の現況

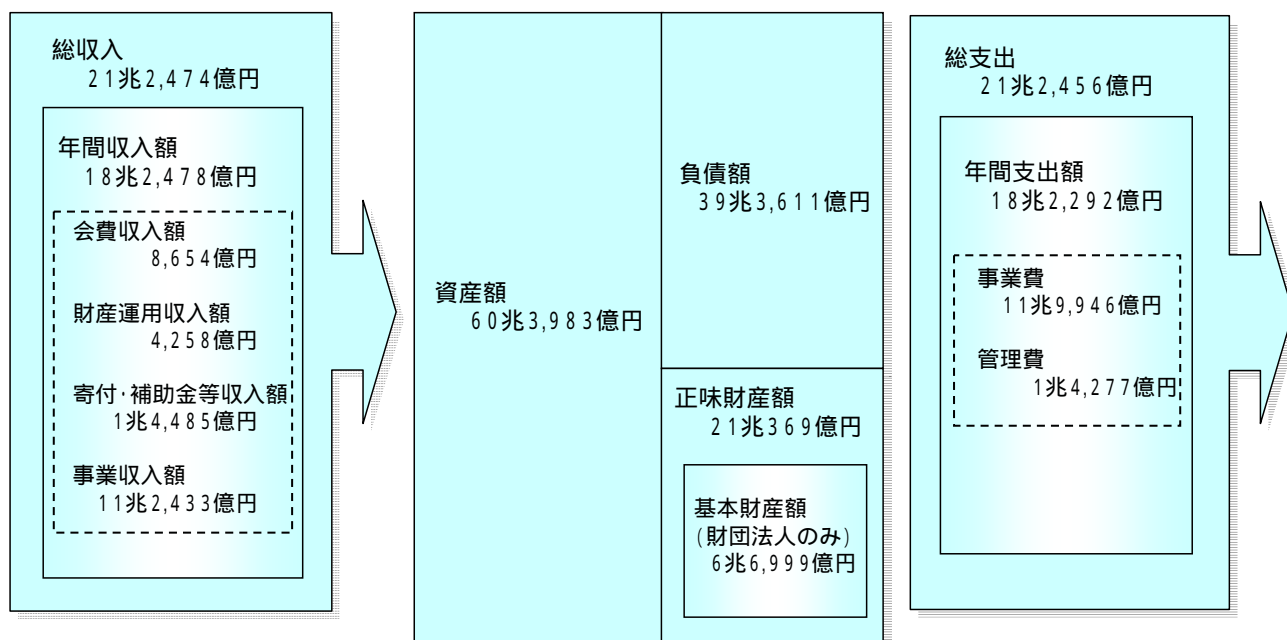
(1) 公益法人の構成 (平成 19 年 10 月 1 日現在)



【公益法人数 24,648 法人】

社団と財団でほぼ 2 分
 国所管 6,720 法人
 (前年比 56 減)
 都道府県所管 18,056 法人
 (前年比 197 減)
 新設法人 114 法人
 解散法人 361 法人

(2) 財務・会計状況 (平成 18 年度決算)



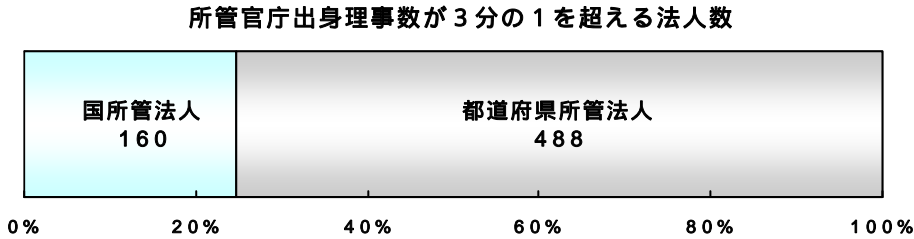
年間収入額 18兆2,478億円 (前年比 2兆615億円減)

年間支出額 18兆2,292億円 (前年比 1兆9,847億円減)

2. 主な指導監督基準の適合状況

(1) 所管官庁出身理事数（平成 19 年 10 月 1 日現在）

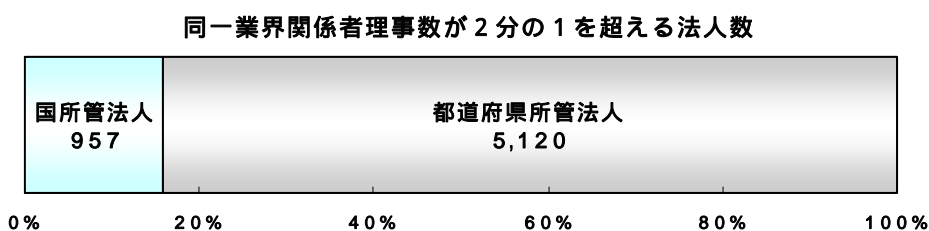
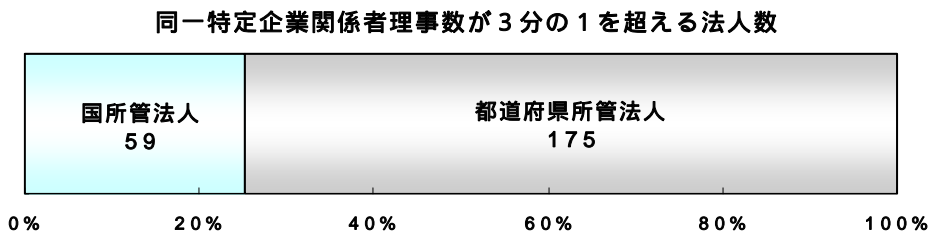
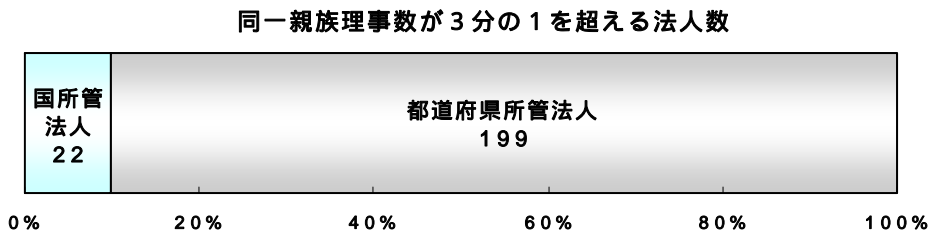
【基準】理事現在数に占める所管官庁出身理事の割合を 3 分の 1 以下とする。



平成 18 年の所管官庁出身理事の定義の見直しにより、一時的に所管官庁出身理事が 3 分の 1 超の国所管法人は、平成 20 年 8 月 14 日現在、全て解消済み。

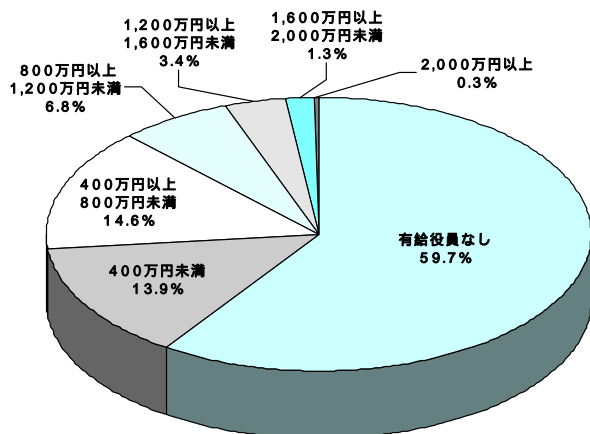
(2) 同一親族・企業関係者理事（平成 19 年 10 月 1 日現在）

【基準】同一親族・特定企業関係者が理事現在数に占める割合を 3 分の 1 以下、同一業界関係者が理事現在数に占める割合を 2 分の 1 以下とする。



(3) 有給常勤役員のア平均年間報酬額（平成 18 年度決算）

【基準】役員のア報酬は、法人のア資産・収支状況・民間給与水準と比べ不当に高額に過ぎないものとする。

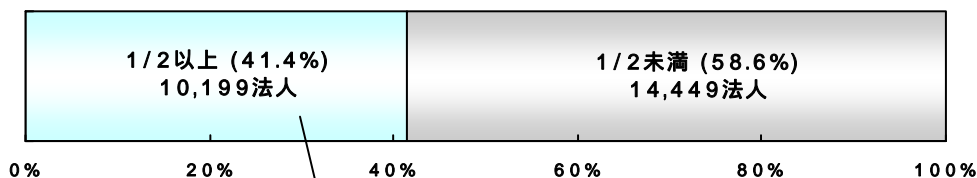


有給役員のない法人 全体のア 6 割
 年間報酬 800 万円未満の法人
 有給役員のある法人のア 7 割

(4) 公益事業費割合・管理費割合（平成 18 年度決算）

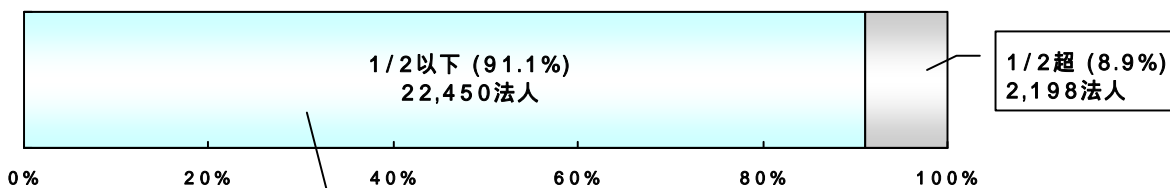
【基準】公益事業の規模を可能な限り総支出額のア 2 分のア 1 以上とする。
 また、管理費の割合を可能な限り総支出額のア 2 分のア 1 以下とする。

公益法人本来の事業費が総支出額のア 2 分のア 1 以上のア 割合



2分のア 1 以上のア 法人数
 国所管法人 3,381 法人
 都道府県所管法人 6,892 法人

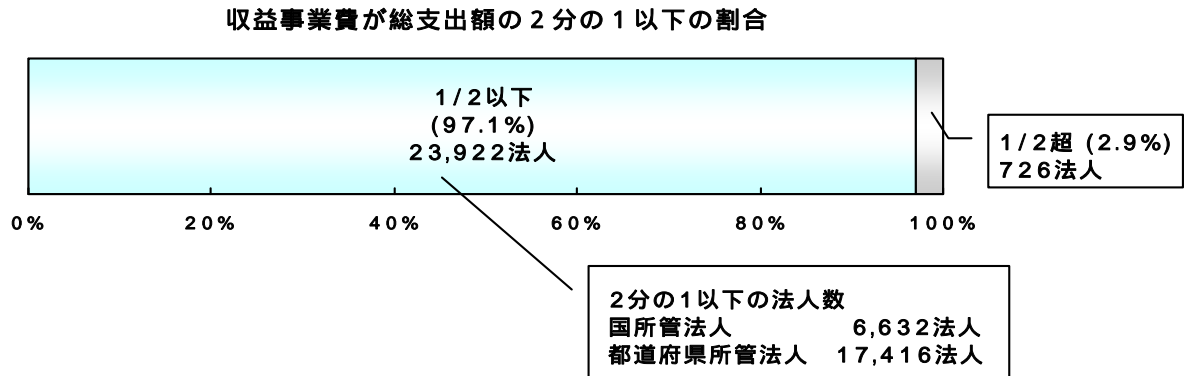
管理費が総支出額のア 2 分のア 1 以下のア 割合



2分のア 1 以下のア 法人数
 国所管法人 6,477 法人
 都道府県所管法人 16,096 法人

(5) 指導監督基準上の収益事業費（平成 18 年度決算）

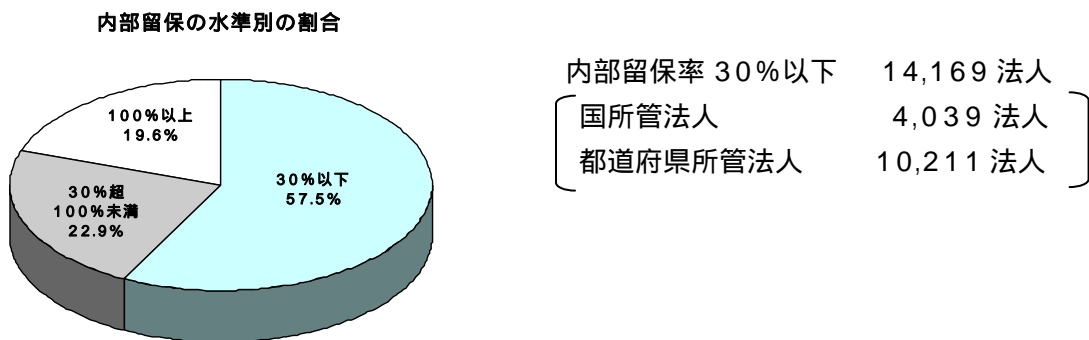
【基準】収益事業の支出規模を可能な限り総支出額の 2 分の 1 以下とする。



(6) 内部留保（平成 18 年度決算）

【基準】内部留保については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とする。

内部留保水準は、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の 30% 程度以下とするのが望ましい。



3. 主な申合せの実施状況

(1) 立入検査の実施

【申合せ】公益法人に対する立入検査については、少なくとも3年に1回実施。
(関係閣僚会議幹事会申合せ)

国所管法人への立入検査実施数 (平成17～19年度)	のべ6,993法人 (国所管法人の97.3%)
都道府県所管法人への立入検査実施数 (平成16～18年度)	のべ12,634法人 (都道府県所管法人の69.4%)

(2) インターネットによる公益法人のディスクロージャーの推進 (平成19年10月1日現在)

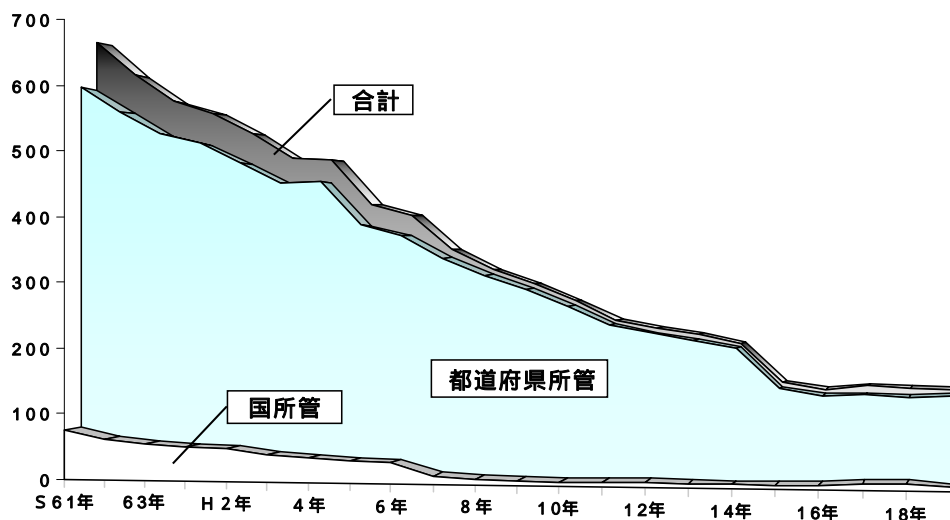
【申合せ】公益法人の最新の業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開。
(関係閣僚会議幹事会申合せ)

ホームページ開設法人数	15,277 法人 (全公益法人の62.0%)
国所管	5,798 法人 (国所管法人の86.3%)
都道府県所管	9,590 法人 (都道府県所管法人の53.1%)

(3) 休眠法人の整理 (平成19年10月1日現在)

【基準】各主務官庁は、「引き続き3年以上事業を行っていない」等の要件を総合的に勘案して、休眠法人と認定し、整理促進に努める。
(公益法人指導監督連絡会議決定)

休眠法人 国所管 6 法人、都道府県所管 134 法人。



4. 公益法人と行政の関わり及びその改革

公益法人と行政の関わりについては、今後、主務官庁制の廃止等を内容とする新公益法人制度の施行により、透明化・適正化が期待。

現行制度下においても、福田総理のイニシアティブによる公益法人への支出の集中点検や行政支出総点検会議の開催、公務員の再就職を透明化・適正化しようとする取組等が進められ、公益法人と行政の関わりをめぐる諸問題についての改革が進捗。

〔各府省等による再就職のあっ旋を禁止し、官民人材交流センターに一元化するとともに、現職職員の求職活動や退職職員の働きかけを規制する等を内容とする改正国家公務員法が、本年中に施行される。〕

(1) 行政委託型法人の現状（平成 19 年 10 月 1 日現在）

特定の法令等により各府省から制度的に事務・事業の委託・推薦等を受けている法人の数は、410 法人

	委託等	推薦等	合計
検査等	77	270	305
検査等以外 (研究・啓発等)	114	12	123
合計	178	279	410

(2) 公益法人に対する補助金・委託費等（平成 18 年度決算）

各府省から国所管公益法人に対する補助金・委託費等

交付総額 3,524 億円（3,777 億円）

交付法人数 963 法人（930 法人）

（ ）内の数字は、平成 17 年度決算ベースの数字

(3) 公務員制度改革に関連する措置等（平成 19 年 10 月 1 日現在）

【措置】退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に努める。

役員名簿において適切に情報開示している法人数 2,855 法人

（役員に退職公務員がいる法人の 99.4%）

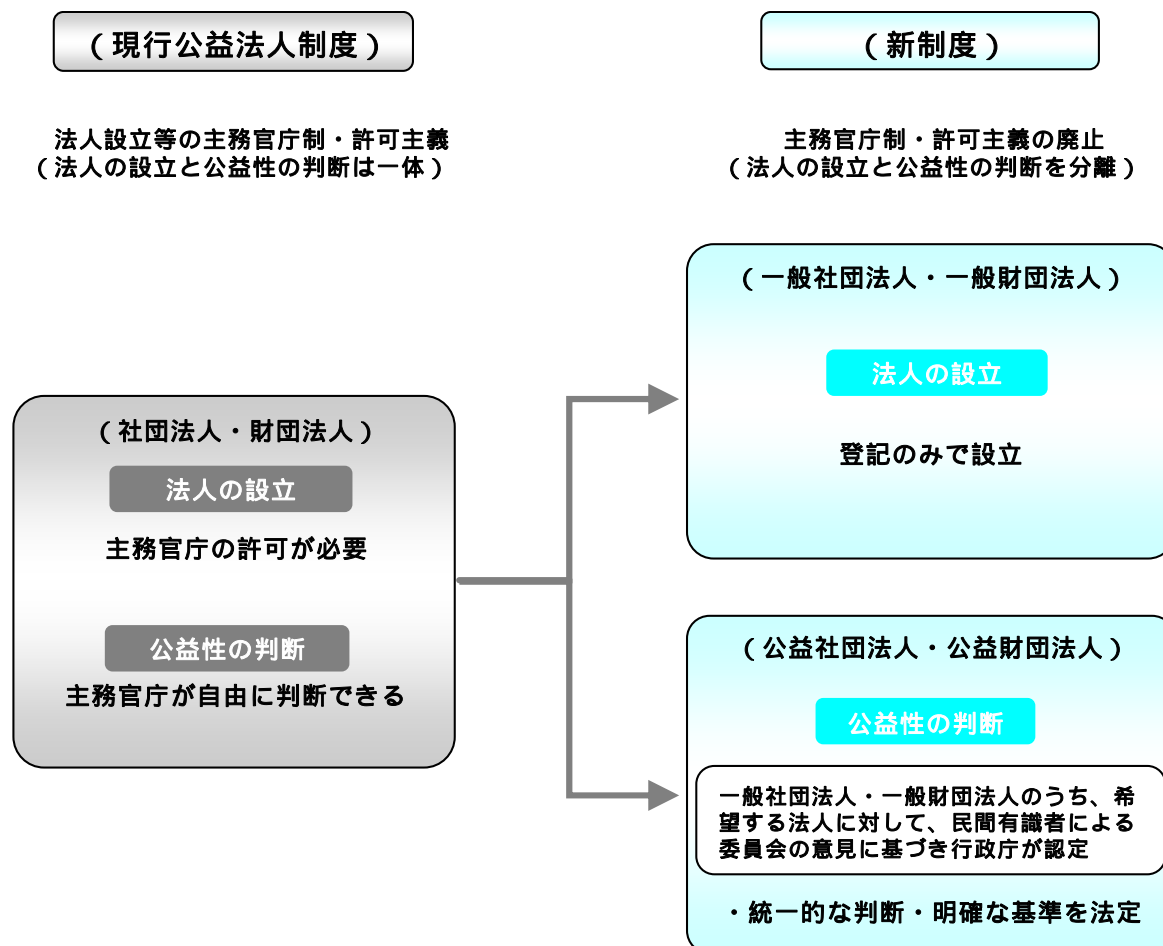
【措置】国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。

役員報酬規程等を公開している法人数 1,084 法人（対象法人の 99.2%）

(4) 公益法人制度改革をめぐる動き

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するとともに、公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、現行公益法人制度を抜本的に見直す公益法人制度改革3法（平成18年成立）の施行が、平成20年12月1日に予定されている。平成19年4月には、内閣府に公益認定等委員会が設置され、ガイドライン策定等の準備作業が進められている。

新制度の概要は、次のとおり。



(連絡先)

総務省大臣官房総務課管理室

公益法人行政推進室

菊地専門官(内1615) 森田主査(内1613)

鈴木主査(内1617)

(代表) 03-5253-5111 (直通) 03-5253-5184

(FAX) 03-5253-5190